

埼玉県 屋外広告物条例のしおり

平成28年版

大迷惑!!
ルール違反の
屋外広告



はじめに

私たちの住む街や郊外の道路沿いなどには、ポスターや立看板、広告塔や広告板など大小を問わず多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインの屋外広告物は身近な情報源として有益であるとともに、街に賑わいや活気をもたらします。

しかし、無秩序、無制限に出されると広告としての本来の役割を果たさないばかりか、県民共有の財産である自然や街のもつ美しさを著しく損なうことになりかねません。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ事故を招くこともあります。

そこで埼玉県では、屋外広告物法とこれに基づく埼玉県屋外広告物条例により、屋外広告物について必要な規制を行っています。この「しおり」は、県内で屋外広告物出す場合のルールを理解していただくことを目的として作成したものです。

※ さいたま市、川越市、越谷市、川口市、春日部市、戸田市、新座市及び八潮市では、埼玉県とは別にそれぞれの市が屋外広告物条例を制定しておりますので、ご注意ください。

※ 三郷市は平成28年中に、市独自の屋外広告物条例の施行を予定しています。

I 屋外広告物とその規制		
1	禁止広告物	1
2	禁止地域	2
3	許可地域	3
4	禁止物件	4
II 許可の基準		
1	屋外広告物の種類	6
2	建物を利用して出される屋外広告物の基準	7
3	建物から独立して出される屋外広告物の基準	8
4	その他の屋外広告物の基準	10
III 適用除外の屋外広告物		
1	適用除外となる屋外広告物	12
2	自家広告物	12
IV 許可手続きと手数料		
1	許可等手続きの流れ	15
2	許可申請等に係る必要書類等	16
3	許可の手数料と許可期間を定める基準	17
4	許可証票	17
5	屋外広告物の設置を依頼する場合	18
6	屋外広告物の設置に係る許可等の申請窓口	18
V その他の注意事項		
1	安全性の確保義務	19
2	管理者制度	19
3	除却義務	20
4	違反広告物に対する措置	20
5	罰則	20
VI 屋外広告業の登録制度		
1	屋外広告業の登録	21
2	申請方法	21
3	登録申請等に係る必要書類等	22
4	屋外広告業の登録窓口	23
VII 屋外広告物設置許可等の申請窓口		

I 屋外広告物とその規制

屋外広告物とは？【条例 2 ①】

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、広告塔、広告板などをいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、彫像など、一定のイメージ等があるものが対象になります。営利的なものかどうかなど、内容は問いません。

屋外広告物の規制とは？【条例 1】

屋外広告物については、次の 2 つの目的から規制を行っています。

- ① 良好な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の維持
- ② 公衆に対する危害の防止

具体的には、広告物それ自体とこれを表示するための広告板や広告塔などの物件（以下「屋外広告物」と総称します。）の大きさ、高さ、数量やその維持管理などについて規制しています。

1 禁止広告物

次に該当する屋外広告物は、出すことが禁止されています。（「禁止広告物」といいます。）

禁止広告物【条例 9】

- ① 著しく汚染したり、退色したり、塗料等のはく離したものの
- ② 著しく汚損したり、又は老朽したものの
- ③ 倒壊や落下の恐れがあるもの
- ④ 信号機や道路標識などに類似するものとこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

また、屋外広告物の規制の目的から、次の共通基準があります。

共通基準

- ① 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- ② 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- ③ 裏面及び側面が美観を損なわないものであること

※法令に基づく広告物、国又は地方公共団体の公共的目的のための広告物など、一部の例外的な広告物には、上記の共通基準は適用されません。

2 禁止地域

景勝地、美しい街並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくないところなどでは、屋外広告物を出すことを禁止しています。これを「禁止地域」といいます。【条例4】

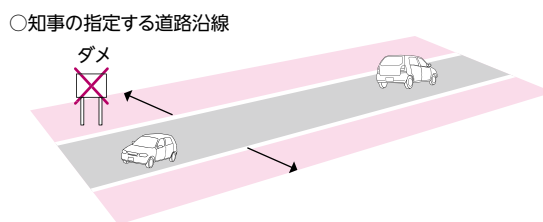
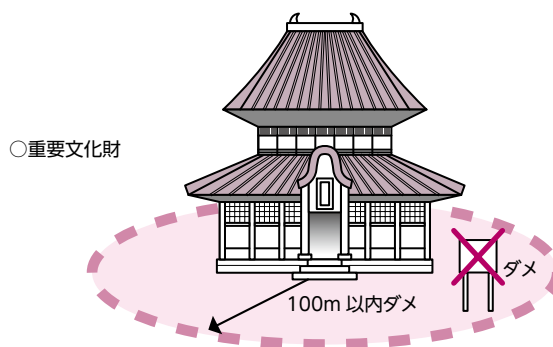
禁止地域では、自家広告物等の例外を除き、屋外広告物は出せません。

埼玉県内における、禁止地域は次のとおりです。

- 1 都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区
- 2 市民農園整備促進法に基づく市民農園
- 3 文化財保護法等により指定された建造物とその周囲100m以内の地域、史跡名勝天然記念物として指定等された地域
- 4 森林法により指定された保安林のある地域
- 5 埼玉県自然環境保全条例により指定された県自然環境保全地域
- 6 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに知事が指定する道路、鉄道及び索道の区間

【知事が指定する区間】

- ・ JR東日本、東武鉄道、西武鉄道、秩父鉄道及びつくばエクスプレスの全区間
- ・ 一般国道254号などの道路34路線36区間とその沿道区域



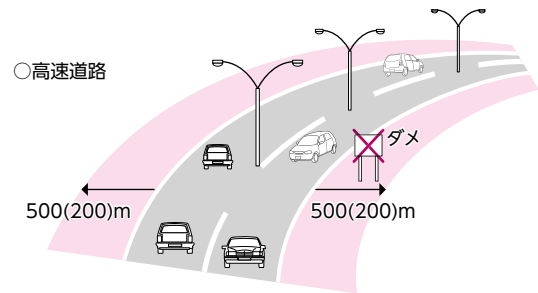
※知事が指定した具体的な区間・地域は、埼玉県田園都市づくり課のホームページを参照
(URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okugai-top/>)

7 道路、鉄道及び索道から展望できる地域で、知事が指定する区域

【知事が指定する区域】

- ・ 関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道、圏央道の路端から500m以内の区域（路面高以下の空間を除く）
- ・ 東京外環自動車道、県道高速（足立三郷線、板橋戸田線、さいたま戸田線）の路端から200m以内の区域（路面高以下の空間を除く）

※知事が指定した具体的な区間・区域は埼玉県田園都市づくり課のホームページを参照



8 都市公園法に規定する都市公園

9 知事が指定する河川、湖沼、溪谷、高原及び山岳などの一部区域

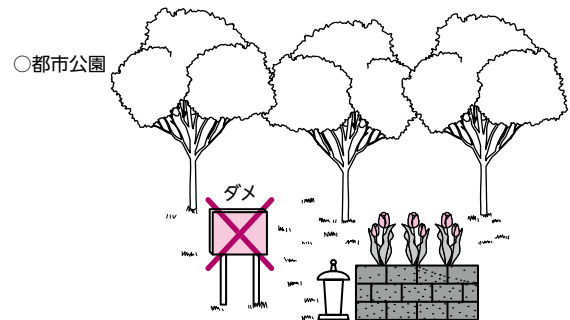
10 駅前広場

11 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建物とその敷地

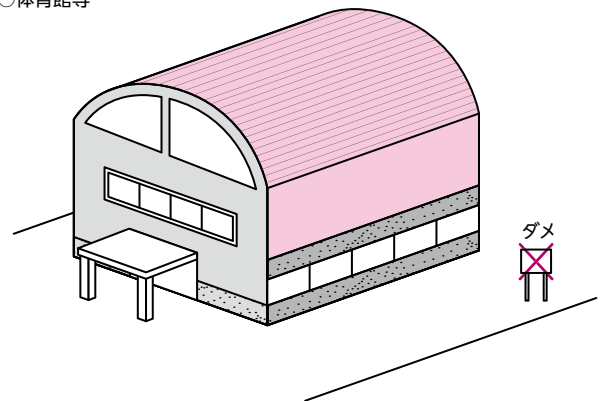
12 延床面積200㎡以上の博物館、美術館、病院とその敷地

13 古墳及び墓地、秩父聖地公園及び埼玉古墳群とその周囲200m以内の区域

14 社寺、教会、火葬場の建物とその境域



○体育館等



3 許可地域

禁止地域以外の地域を「許可地域」といいます。

許可地域では、知事（市町村長）の許可を受けると屋外広告物を出すことができます。

許可地域における許可の基準については、6～11ページを参照してください。

屋外広告物を出す場所が禁止地域に該当するかの確認は、屋外広告物を出す地点を所轄している市町村等（24～25ページ参照）へお問合せください。

4 禁止物件

屋外広告物を出すことにより良好な景観形成の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件には、許可地域内であっても屋外広告物を出すことを禁止しています。

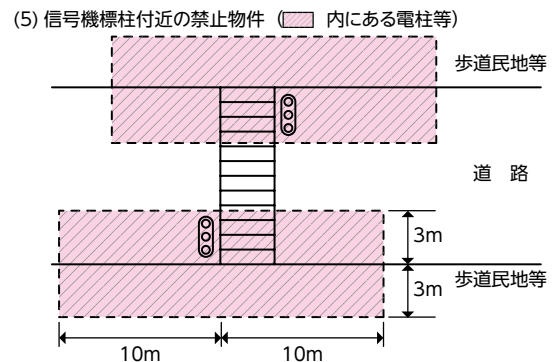
これを「禁止物件」といいます。【条例5、5の2】

禁止物件には、原則として屋外広告物を出すことはできません。

禁止物件は、次のとおりです。

1 すべての屋外広告物の表示又は設置を禁止する物件【条例5】

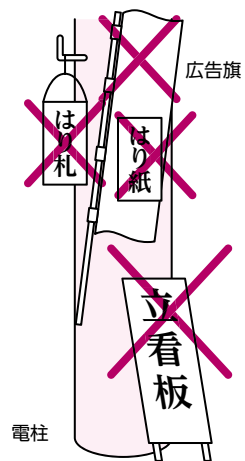
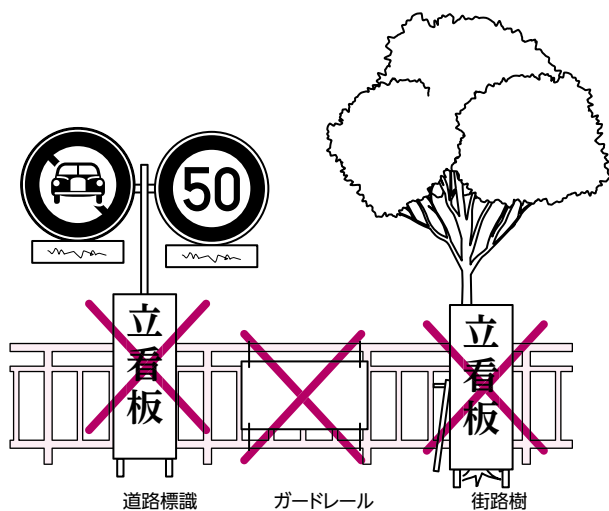
- (1) 橋（陸上橋、歩道橋を含む）、トンネル、高架構造物、分離帯
- (2) 石垣、よう壁
- (3) 街路樹、路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道柵（ガードレールを含む）、駒止め、里程標
- (5) 信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
- (6) 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
- (9) 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
- (10) 形像、記念碑



2 はり紙、はり札、広告旗、立看板の表示を禁止する物件【条例5の2】

国道の県内全区間
県道の県内全区間
市町村道の県内全区間

及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの

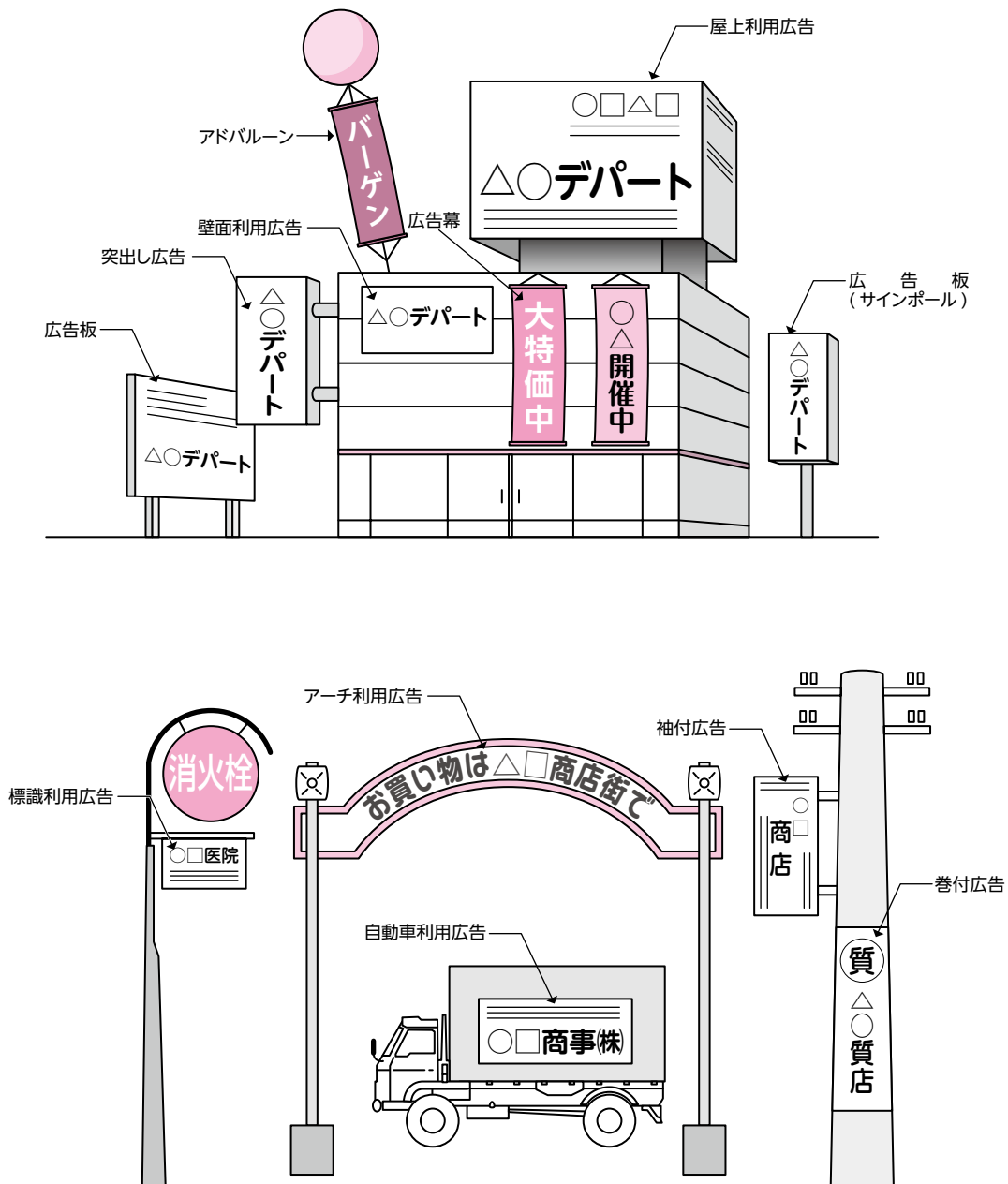


Ⅱ 許可の基準

許可地域において、屋外広告物を出すときは知事（市町長）の許可が必要です。【条例6】

埼玉県では、屋外広告物その種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに許可の基準を設けています。【条例6②、規則2の2、別表第1】

1 屋外広告物の種類



2 建物を利用して出される屋外広告物の基準

建物の屋上や壁面を利用して出される屋外広告物の基準は、次のとおりです。

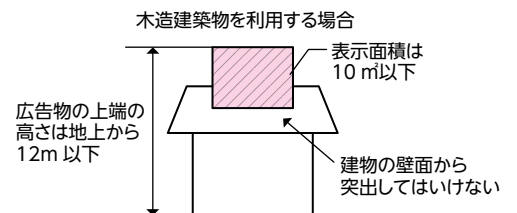
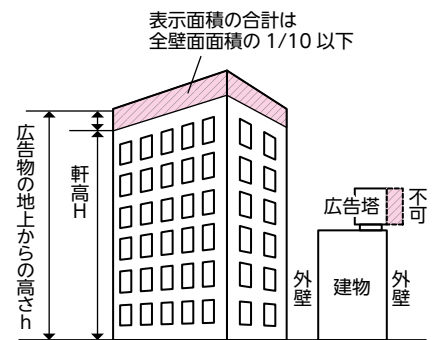
1 屋上利用広告

建物の屋上に出す屋外広告物です。

- 1 表示面積の合計は、建物の全壁面面積の10分の1以下であること。
ただし、10分の1が10㎡に満たないときは10㎡以下であること。
- 2 広告物の上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下であること。
ただし、3分の5が12mに満たないときは、地上から12m以下であること。
- 3 建物の壁面から突き出さないこと。
- 4 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域に出す場合は、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。
(商業地域は除く。)

なお、建物が木造の場合の上記1～3の基準は右図のとおりです。

$$h \leq H \times 5/3 \leq 48m$$

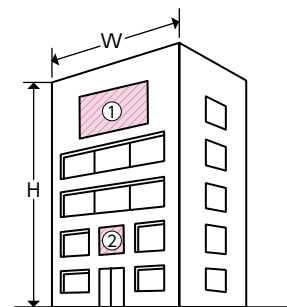


2 壁面利用広告

建物の壁面に平行して出す屋外広告物です。

- 1 表示面積は、広告物を出す壁面の面積（開口部分を含む）の5分の1以下であること。
ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあつては、10分の3以下であること。
- 2 同一の壁面に複数の広告物を出す場合は、その合計面積が1の表示面積の基準以下であること。
- 3 3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。
- 4 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域に出す場合は、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。
(商業地域は除く。)

$$①+② \leq H \times W \times \frac{1}{5}$$

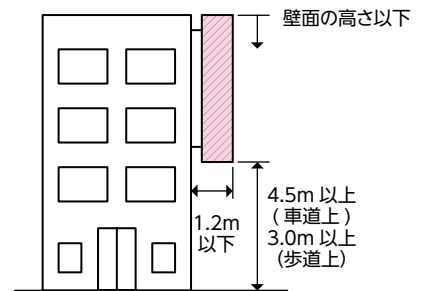


3 突出し広告

建物の壁面から突き出す屋外広告物です。

- 1 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。
- 2 上端の高さは壁面の高さ以下であること。
- 3 道路上に出る場合（※）は、下端の高さが
歩道上は路面から3m以上であること。
車道上は路面から4.5m以上であること。

※ なお、道路上に出る場合は、道路法の許可も受けなければなりません。



3 建物から独立して出される屋外広告物の基準

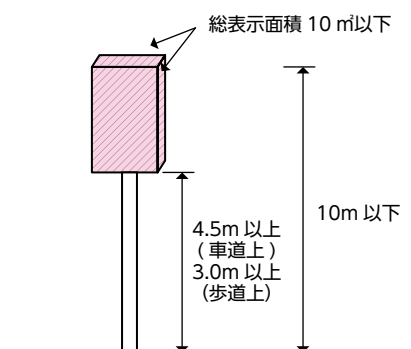
建物から独立して出される屋外広告物のうち、広告板、広告塔、サインポール（※）などの基準は、「用途地域が定められている土地の区域」と「用途地域が定められていない土地の区域」では基準が異なります。

※サインポールとは、広告板、広告塔のうち一本の柱で設置されているものをいいます。

1 都市計画法第8条第1項1号に規定する用途地域が定められている土地の区域

- 1 表示面積は、10㎡以下であること。
ただし、自家広告にあっては60㎡以下であること。
(表裏のように複数の表示面がある場合には、その合計面積を対象とします。
なお、複数の広告板で構成される広告物は、広告板の枚数に関わらず一つの広告物とします。)
- 2 上端の高さは、地上から10m以下であること。
- 3 道路上に突き出していないこと。
- 4 ただし、自家広告については、道路上に突き出す場合（※）は、下端の高さが
歩道上は路面から3m以上であること。
車道上は路面から4.5m以上であること。

※ なお、道路上に出る場合は、道路法の許可も受けなければなりません。



2 都市計画法第8条第1項1号に規定する用途地域が定められていない土地の区域

- 1 表示面積は、10㎡以下であること。
ただし、自家広告にあつては60㎡以下であること。
(表裏のように複数の表示面がある場合には、その合計面積を対象とします。
なお、複数の広告板で構成される広告物は、広告板の枚数に関わらず一つの広告物とします。)
- 2 上端の高さは、地上から10m以下であること。
- 3 道路上に突き出していないこと。
- 4 ただし、自家広告については、道路上に突き出す場合(※)は、下端の高さが
歩道上は路面から3m以上であること。
車道上は路面から4.5m以上であること。
- 5 使用されている色のうち、面積が最大のものの彩度(工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Z8721に規定する彩度の表示方法によるものをいう。)が6を超えないこと。
ただし、自家広告については、この限りではありません。

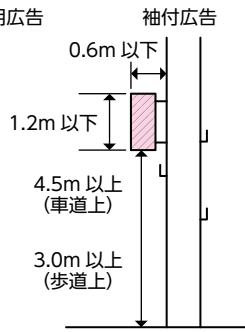
※ なお、道路上に出る場合は、道路法の許可も受けなければなりません。

4 その他の屋外広告物の基準

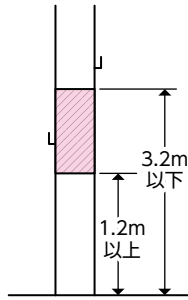
広告物の種類		許可の基準	
電柱 街灯柱等 利用広告	袖付 広告	縦・出幅	1.2m以下×0.6m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上
		その他	車道寄りの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出すこと
	巻付 広告	上端の高さ	地上から3.2m以下
		下端の高さ	地上から1.2m以上
標識利用広告	表示面積		0.5㎡以下/面
アーチ利用広告	アーチ部分利用	路面から上端までの高さ	歩道上：5.5m以下 車道上：7.5m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上：3.5m以上 車道上：5m以上
	支柱部分利用	上端までの高さ	地上から3m以下
		下端までの高さ	地上から1.2m以上
自動車利用広告	広告宣伝用自動車 ※		広告宣伝用自動車であること
	広告宣伝用自動車以外		各側部 1㎡以下 後部 0.3㎡以下
掛看板	表示面積		2㎡以下
	路面から下端までの高さ		歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上
広告幕	長さ・幅		15m以下×1.2m以下
	路面から下端までの高さ		5m以上
アドバルーン	気球の大きさ		直径3m以下
	広告幕（網）の長さ・幅		15m以下×1.5m以下
	上端の高さ		地上から45m以下
はり紙	表示面積		1㎡以下
はり札	表示面積		1㎡以下
	その他		表示者の連絡先を明示すること
広告旗	縦・横		1.8m以下×0.6m以下
	高さ		3m以下
	その他		道路上に突き出していないこと 表示者の連絡先を明示すること
立看板	縦（脚部を含む）・横		1.8m以下×0.6m以下
	その他		表示者の連絡先を明示すること

※「広告宣伝用自動車」とは、車検証の「車体の形状」欄に「放送宣伝車」又は「広報車」と記載された特殊用途車両です。

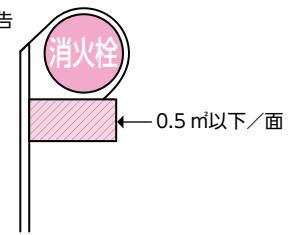
○電柱・街灯柱等利用広告



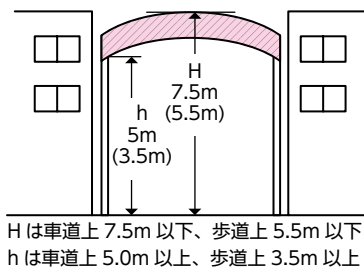
○巻付広告



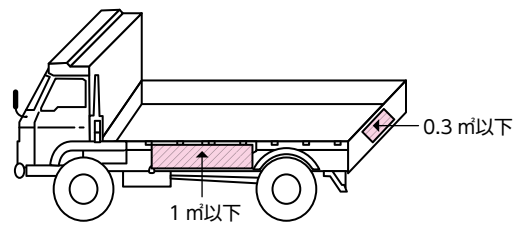
○標識利用広告



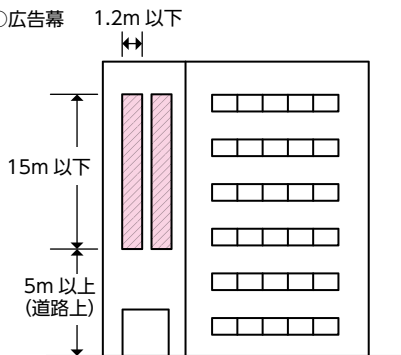
○アーチ利用広告



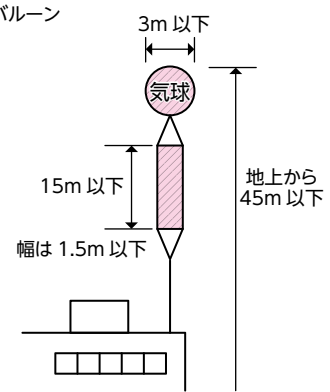
○自動車利用広告



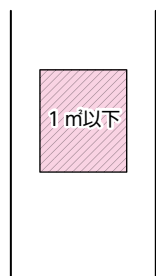
○広告幕



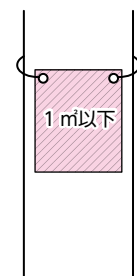
○アドバルーン



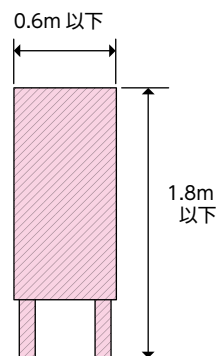
○はり紙



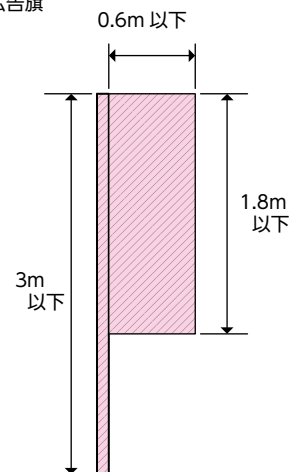
○はり札



○立看板



○広告旗



Ⅲ 適用除外の屋外広告物

1 適用除外となる屋外広告物

屋外広告物を出す場合にはさまざまな制約がありますが、個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で最小限必要なものについては広範囲に例外を認めています。これを「適用除外」といいます。【条例7】

適用除外となる屋外広告物については、禁止地域、禁止物件あるいは許可制度に関する規制の全部又は一部が緩和されます。

適用除外となる屋外広告物の種類と内容、取り扱いについては13ページの表のとおりです。

2 自家広告物

適用除外となる屋外広告物の主なものに「自家広告物」があります。

自家広告物 = ①自己の事業所等の建物やその敷地内に
②自己の氏名、店名や事業内容等を表示するもので
③規則で定める基準に適合するもの

ただし、②の広告物であっても、自己の事業所等の敷地外に出す場合や、規則で定める基準を超える場合は、適用除外となる自家広告物とはなりません。

自家広告物の基準については、14ページの表のとおりです。

なお、広告物の表示面積や高さなどの基準の捉え方、計算方法については、6～11ページの許可の基準と同様です。

1 適用除外となる屋外広告物の基準

広告物の区分	条例第7条	内 容	禁止地域 (P2参照) でも出せる	禁止物件 (P4参照) でも出せる	はり紙等 の禁止物 件(P5参 照)でも出 せる	適用除外となる基準等		
	項一 号							
法令の規定により表示する広告物	1-1		◎	◎	◎			
選挙運動のために表示する広告物	1-2	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	◎	◎	◎			
国等が表示する広告物	1-3	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物	◎	◎	◎	表示期間が1年を超える、上端の高さが10mを超える、表示面積が10㎡を超える、いずれにも該当する場合は知事への協議が必要		
自家広告物	2-1	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの	次ページ(P14)を参照ください					
	乗用車又は貨物自動車に表示する広告物	2-5	乗用車又は貨物自動車に、自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等のみを表示するもの	◎	/	/		
	石垣、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンクに表示する広告物	3-1		×	○	×	石垣、擁壁＝表示面積5㎡以下 送電塔、ガスタンク等＝表示面積15㎡以下	
管理用広告物	2-2		◎	×	×	表示面積：2㎡以下/個		
	禁止物件に表示する広告物	3-2	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	×	○	/	規則別表第2の2を参考	
		4-3		×	/	○		
冠婚葬祭用の広告物	2-3	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	◎	×	○			
催し物用の広告物	2-4	講演会等のため、その会場の敷地内に表示するもの	◎	×	×			
タクシーに表示する広告物	2-5	タクシーに他者の広告物を表示するもの	◎	/	/	表示面積：各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下		
バスに表示する広告物	2-5	路線バスや貸切バスに他者の広告物を表示するもの	◎	/	/	表示面積：底部を除く表面積の10分の3以下(窓、ドア等のガラス面は表示不可)		
人、動物、車輛(自動車を除く)、船舶に表示する広告物	2-7	人、動物、車輛(自動車を除く)、船舶に表示するもの	◎	/	/			
公共掲示板に表示する広告物	2-8	地方公共団体が設置する公共掲示板に、その団体の許可等を得て表示する	◎	/	/	当該地方公共団体の許可		
工場現場の仮囲いに表示する広告物	2-9	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵もしくは写真、又は工事施工者名等の表示	◎	/	/	工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、仮囲いの平面積の20分の1以下		
煙突及びガスタンク等に表示する自家広告物	3-3		×	○	/	煙突、ガスタンク、水道タンク＝表示面積15㎡以下		
営利を目的としない立看板等	4-1		×	×	○	表示期間が15日を超える		
	7	政治、労働、宗教等に営利を目的としない活動のためのはり紙、はり札、広告旗、立看板	×	×	◎	表示面積等	はり紙	1㎡以下
						はり札	1㎡以下	
						広告旗	縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路上に突き出していないこと	
立看板	縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下							
表示内容	表示の始期と終期を明記。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示							
表示期間	15日以内							
案内用の広告物	5-2	公共目的又は公衆の利便に供する目的のために表示する道標、案内図板など	○	×	×	表示面積：10㎡以下		
寄贈者名を表示するための広告物	6	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	◎	◎	◎	表示面積：表示方向からみた施設等の面積の20分の1以下で、かつ0.5㎡以下		

◎：適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能 ○：許可を受ければ表示可能 ×：表示することができない

2 自家広告物の基準

自家広告物に係る基準【禁止地域】

区分		許可不要で出せる (条例第7条第2項第1号、規則別表第2)	許可を受ければ出せる (条例第7条第5項第1号、規則別表第1)
建造物を利用した広告	屋上 利用 広告	表示面積	5㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上からの高さが10m以下で、かつ、広告物自体の高さは2m以下。
		その他	壁面から突き出していないこと
	壁面 利用 広告	表示面積	10㎡以下
		広告物の上端の高さ	軒高以下
		その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部はふさが ないこと
	突出 し 告 告	表示面積	3㎡以下
		広告物の上端の高さ	壁面の高さ以下
		広告物の下端の高さ	(基準なし)
		壁面からの突出し幅	1m以下
		その他	道路上に突き出していないこと
	建造物から 独立した 広告 (広告板、 広告塔、サイ ンポール)	表示面積	5㎡以下
広告物の上端の高さ		地上から7m以下	
広告物の下端の高さ		(基準なし)	
設置個数		3個以下	
その他		道路上に突き出していないこと	
掛 看 板	表示面積	1㎡以下	
広 告 幕	広告物の長さ	10m以下	
	広告物の幅	1m以下	
広 告 旗	表示面積等	縦1.8m以下×横0.6m以下	
	高さ	3m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと	
はり紙、はり札及び立 看板	表示面積等	はり紙、はり札は1㎡以下 立看板は縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと	

自家広告物に係る基準【許可地域】

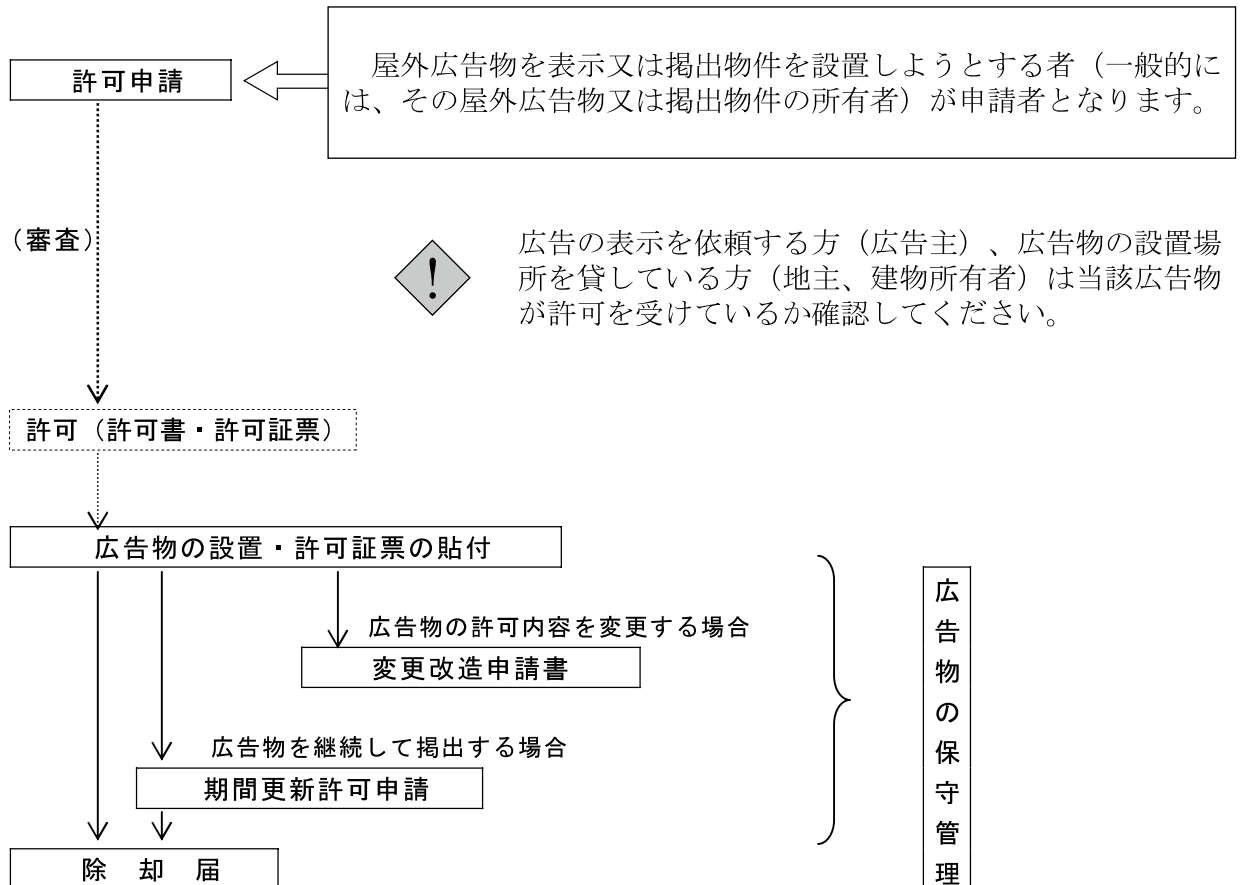
区分		許可不要で出せる (条例第7条第2項第1号、規則別表第2)	許可を受ければ出せる (条例第6条第1項、規則別表第1)
建造物を利用した広告	屋上 利用 広告	表示面積	全壁面面積の10分の1以下(木造建造物の場合は10㎡以下) ただし10分の1が10㎡未満の場合は10㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ48m以下 ただし3分の5が12m未満の場合は12m以下(木造建造物の場合は地上から12m以下)
		その他	壁面から突き出していないこと
	壁面 利用 広告	表示面積	一面の壁面につきその壁面面積(開口部分を含む。)の5分の1以下 ただし、都市計画法第8条第1項の規定による近隣商業地域及び商業地域にあつては10分の3以下
		広告物の上端の高さ	(基準なし)
		その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部はふさが ないこと
	突出 し 告 告	表示面積	(基準なし)
		広告物の上端の高さ	壁面の高さ以下
		広告物の下端の高さ	(基準なし)
		壁面からの突出し幅	1.2m以下
		その他	道路上に突き出していないこと
	建造物から 独立した 広告 (広告板、 広告塔、サイ ンポール)	表示面積	10㎡以下
広告物の上端の高さ		地上から10m以下	
広告物の下端の高さ		(基準なし)	
設置本数		4個以下	
その他		道路上に突き出していないこと	
掛 看 板	表示面積	2㎡以下	
広 告 幕	広告物の長さ	15m以下	
	広告物の幅	1.2m以下	
広 告 旗	表示面積等	2㎡以下	
	高さ	3m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと	
はり紙、はり札及び立 看板	表示面積等	はり紙又ははり札は1㎡以下 立看板は縦(脚部を含む)1.8m以下及び横0.6m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと	

※道路上に出る場合は許可を受ける必要があります(8・10ページに路面からの高さの基準があります。)

IV 許可の手続きと手数料

1 許可等の手続きの流れ

屋外広告物の許可の手続きは、次のとおりです。



なお、その他関係法令に基づく手続きの必要なものがあります。

事 項	必要な許可等の種類	申請書等の提出先・問い合わせ先
道路敷地内で上空を占用する場合	道路占用許可（道路法）	道路管理者（国・県・市町村）
設置にあたって道路敷地内を使用する場合	道路使用許可（道路交通法）	所轄の警察署
工作物自体が高さ4mを超える場合	工作物の確認	県（建築安全センター）、特定行政庁である市町村（建築指導担当）、指定確認検査機関
ネオン管、水素使用のアドバルーンなどは、「消防法」の規定による届出が必要となる場合があります。		所轄の消防署
「医療法」、「歯科技工士法」、「介護保険法」、「薬事法」などで記載内容が制限される場合があります。		保健所
農地法		市町村
河川法		河川管理者（国・県・市町村）

2 許可申請等に係る必要書類等

区分	様式の名称	添付書類					審査手数料
		掲出場所及び周囲の状況の図面又は写真	広告物の仕様書及び設計図	自主点検結果確認書*	所有者等の借用承諾書等	管理者等の資格を証する書類	
新たに許可申請する場合	屋外広告物等許可申請書 (既に設置されている広告板等に広告物を表示することになった場合)	○	○	—	○	△	○
		○					
許可期間を更新する場合	屋外広告物等許可期間更新申請書	○	×	○	○	×	○
表示内容のみ変更する場合	屋外広告物等変更改造申請書 広告物を掲出する物件自体の規模等を変更する場合	×	○	—	×	×	○
		○					
許可された広告物を除却したとき	除却届	×	×	×	×	×	—
管理者を新たに設置したとき	屋外広告物等管理者設置・廃止届	×	×	×	×	△	—
広告物の変更はないが、表示・設置者又は管理者が変更になったとき	屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届	×	×	×	×	△	—
表示・設置者又は管理者の氏名(名称)、住所が変更になったとき	屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届	×	×	×	×	×	—
許可された広告物が滅失したとき	屋外広告物等滅失届	×	×	×	×	×	—

△：上端の高さが4mを超えるものについては○。

* 屋外広告物等自主点検結果確認書(指定様式)

※ 各様式は埼玉県都市整備部田園都市づくり課ホームページからダウンロードできます。
(URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/al104/okugai-top/>)

3 許可の手数料と許可期間を定める基準

許可申請の際には、屋外広告物の種類や面積に応じて下表の許可手数料の納付が必要です。【条例22】

なお、納付方法については、各許可機関にお尋ねください。（市町村によって異なります。）

また、許可期間は、3年を限度としており、種類に応じて次の基準があります。【条例11、規則7】

種 類		単 位	金 額	許可期間基準
広告塔又は広告板 (屋上利用広告、壁面利用広告、突出し広告を含む)		1㎡	350円	3年以内
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告		1個	350円	
標識利用広告		1個	170円	
アーチ利用広告		1基	3,500円	
自動車利用広告	広告宣伝用自動車を利用するもの	1台	2,000円	
	その他のもの	1台	800円	
掛看板		1個	700円	1年以内
広告幕(つり下げを含む)		1張	350円	3月以内
アドバルーン		1個	1,750円	
立看板	紙製又は布製	1個	170円	1月以内
	上記以外		350円	
はり紙		50枚	350円	
はり札		10枚	350円	
広告旗		1本	350円	

※ 広告塔又は広告板で単位1㎡未満のものは、1㎡として計算します。

※ はり紙で単位50枚未満のものは、50枚として計算します。

※ はり札で単位10枚未満のものは、10枚として計算します。

4 許可証票

許可を受けると許可証票(シール)が交付されますから、許可された屋外広告物に貼付してください。なお、はり紙など証票のなじみにくいものには許可の押印をします。



5 屋外広告物の設置を依頼する場合

埼玉県知事の登録を受けた屋外広告業者でなければ、埼玉県の区域内（さいたま市、川越市及び越谷市の区域を除く）で屋外広告物の設置はできません。

屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、必ず知事の登録を受けた屋外広告業者に依頼して下さい。

なお、登録を受けている屋外広告業者は、埼玉県田園都市づくり課のホームページで確認できます。

屋外広告物制度のホームページ（URL：<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okugai-top/>）

6 屋外広告物の設置に係る許可等の申請窓口

埼玉県では、地方自治法の規定に基づき、屋外広告物の許可等の事務を県内市町に移譲しています。このしおりの24ページに埼玉県内の各市町村における屋外広告物の設置に係る許可等の担当機関・窓口の一覧表を記載してあります。

各市町村の区域内で屋外広告物を設置する場合は、当該機関の窓口に相談・申請をしてください。

V その他の注意事項

1 安全性の確保義務

屋外広告物の設置や管理が適切に行なわれないと、強風や地震等により倒壊や落下するなどして、通行する人などに被害を与える事故が発生するおそれがあります。

事故を未然に防ぐために、屋外広告物は十分信頼のおける品質で、強度的にも余裕のある材料を用いて製作してください。

また、架構部材や取付部分などに腐食や変形がないかなどを定期的に点検し、事故を防止するために万全の注意を払ってください。



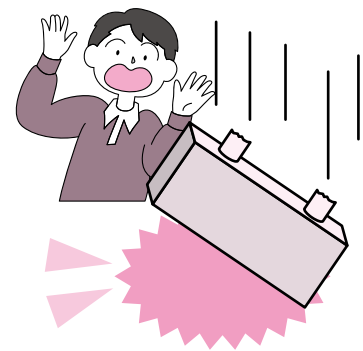
2 管理者制度

近年では、広告物の大型化などに伴い、広告物による事故の可能性が大きくなっています。

このような背景から広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、許可を受けて設置する広告物のうち上端の高さが地上から4mを超えるものについては、専門知識を有する管理者を置いて管理しなければなりません。【条例14②、規則10の3】

専門知識を有するとは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 知事から屋外広告業の登録を受けた者
- (2) 本県が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (4) 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者（屋外広告士）
- (5) 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- (6) 知事が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者



なお、管理者を置いたとき（変更等を含む）は、所轄の許可機関（市町村又は県土整備事務所）に届け出なければなりません。【条例20①】

3 除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。【条例15①】

除却した屋外広告物が許可を受けたものであるときは、除却した旨を所轄の許可機関（市町又は県土整備事務所）に届け出なければなりません【条例15②】

4 違反広告物に対する措置

屋外広告物条例に違反して出された屋外広告物については、その表示者や設置者、管理者に対し、除却、改修、移転などの措置が命じられます。【条例17①】

また、これに応じない場合は、強制的に除却することがあります。【法7②～④、条例17②】

《簡易除却制度について》

はり紙、はり札、広告旗、立看板のうち、下記の要件を満たすものは、屋外広告物法により、除却する旨を所有者に伝えることなく除却することが認められています。

これを「簡易除却」といいます。

簡易除却の対象となる広告物の要件は次のとおりです。

- 屋外広告物条例に明らかに違反しているもの
- 管理されずに放置されているもの（はり紙を除く）

* 簡易除却については、市町村に事務の権限を移譲しています。

5 罰則

屋外広告物条例に違反した場合は、罰金刑に処せられることがあります。【条例28、28の2、29～31】

- 許可が必要な屋外広告物を無許可で出したとき
- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を出したとき
- 除却命令等に従わなかったとき
- 登録を受けないで屋外広告業を営んだとき

VI 屋外広告業の登録制度

1 屋外広告業の登録

屋外広告物の広告主から、業として屋外広告物の表示や設置に関する工事等を請け負うなど、埼玉県内で屋外広告業を営む方は、埼玉県知事の登録を受ける必要があります。【条例23】

なお、登録の有効期間は5年間で、期間満了後も継続して屋外広告業を営むときは登録の更新が必要です。

また、登録事項に変更があったときは変更があった日から30日以内に、変更の届出をしなければなりません。

※さいたま市内、川越市内及び越谷市内で屋外広告業を営む方は、さいたま市長、川越市長及び越谷市長の登録を受けなければなりません。（埼玉県内全域で営業を行う場合は、埼玉県、さいたま市、川越市及び越谷市に登録が必要です。）

※登録先は事務所等の所在地を管轄する県・市ではなく、屋外広告物を表示・設置する地点を管轄する県・市です。

2 申請方法

登録（新規・更新）を行う場合は、登録申請書に必要な添付書類を添え、埼玉県田園都市づくり課景観・屋外広告物担当あて申請してください。郵送による申請も可能です。

なお、登録手数料として10,000円分の埼玉県収入証紙が必要です。

また、登録後、登録事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、屋外広告業登録事項変更届出書に必要な添付書類を添え届け出てください（変更届の場合は手数料は不要です）。

3 登録申請等に係る必要書類等

《必要書類等一覧》

区 分	様式の名称	添 付 書 類	
埼玉県内（さいたま市、川越市及び越谷市を除く）で屋外広告業を始めるとき ※登録の有効期間は5年間	屋外広告業登録申請書【様式第12号】 ※埼玉県収入証紙10,000円分を貼付	<ul style="list-style-type: none"> ●登録申請者が法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ▪申請者（法人）の誓約書【様式第12号の2】 ▪役員の誓約書【様式第12号の3】 ※代表取締役を含む役員全員について個々に必要 ▪業務主任者の資格証明書（屋外広告物講習会修了証の写し等） ▪登記事項証明書 ▪業務主任者の住民票 ●登録申請者が個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ▪申請者（個人）の誓約書【様式第12号の2】 ▪業務主任者の資格証明書（屋外広告物講習会修了証の写し等） ▪登録申請者の住民票 ▪業務主任者の住民票（申請者と同一人物である場合は不要） ※申請者が未成年である場合は、上記以外の書類も必要になります。 	
登録事項に変更が生じたとき ※変更があった日から30日以内に届け出る	屋外広告業登録事項変更届出書【様式第14号】	変更事項	添付書類
		申請者の氏名又は名称	登記事項証明書（法人の場合） 住民票（個人の場合）
		申請者の住所	登記事項証明書（法人の場合） 住民票（個人の場合）
		法人の代表者	登記事項証明書
		営業所の名称及び所在地	登記事項証明書（登記事項の変更を伴う場合に限る）
		法人の役員	登記事項証明書 誓約書【様式第12号の3】
		法定代理人の住所及び氏名	誓約書【様式第12号の4】 住民票
		業務主任者	資格証明書 住民票
屋外広告業を廃止したとき ※廃止の日から30日以内に届け出る	屋外広告業廃業等届出書【様式第15号】		

※ 各様式及び詳しい記入方法等は埼玉県都市整備部田園都市づくり課ホームページを参照してください。（URL：<http://www.pref.saitama.lg.jp/al104/touroku-annai.html>）

4 屋外広告業の登録窓口

	所在地	担当課名	担当係名	電話
埼玉県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	田園都市づくり課	景観・屋外広告物担当	048-830-5528
さいたま市	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	都市計画課	まちなみ・景観係	048-829-1409
川越市	〒350-8601 川越市元町1-3-1	都市景観課	都市景観担当	049-224-5961
越谷市	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	建築住宅課	住宅担当	048-963-9205

※ さいたま市内、川越市内及び越谷市内で屋外広告業を営む方は、各市の登録を受けなければなりません。
(埼玉県内全域で営業を行う場合は、埼玉県、さいたま市、川越市及び越谷市への登録が必要です。)

Ⅶ 屋外広告物設置許可等の申請窓口

平成28年2月現在

1 埼玉県屋外広告物条例が適用される市町村（55市町村）

市町村	担当課名	担当係名	電話
熊谷市	建築審査課	指導係	048-524-1111
行田市	管理課	管理担当	048-556-1111
秩父市	都市計画課	—	0494-22-2211
所沢市	建築指導課	指導グループ	04-2998-1111
飯能市	建築課	建築指導担当	042-973-2111
加須市	建築開発課	建築指導担当	0480-62-1111
本庄市(※)	埼玉県本庄県土整備事務所	管理担当	0495-21-3141
東松山市	開発建築課	建築審査グループ	0493-23-2221
狭山市	建築審査課	企画総務担当	04-2953-1111
羽生市	開発建築課	建築係	048-561-1121
鴻巣市	建築課	建築指導担当	048-541-1321
深谷市	都市計画課	都市計画係	048-571-1211
上尾市	道路課	占用担当	048-775-5111
草加市	住宅・都市計画課	計画まちなみ担当	048-922-0151
蕨市(※)	埼玉県さいたま県土整備事務所	管理担当	048-861-2495
入間市	建築指導課	建築審査担当	04-2964-1111
朝霞市	開発建築課	建築指導係	048-463-1111
志木市	都市計画課	まちづくりグループ	048-473-1111
和光市	建築課	審査・住宅担当	048-464-1111
桶川市	建築課	建築指導グループ	048-786-3211
久喜市	建築審査課	企画指導係	0480-22-1111
北本市	建築開発課	建築指導担当	048-591-1111
富士見市	建築指導課	建築指導・住宅グループ	049-251-2711
三郷市	開発指導課	建築指導係	048-953-1111
蓮田市	建築指導課・道路課	建築指導担当・管理担当	048-768-3111
坂戸市	都市計画課	建築指導担当	049-283-1331
幸手市	建築指導課	建築指導担当	0480-43-1111
鶴ヶ島市	建築課	開発建築担当	049-271-1111
日高市	都市計画課	建築指導担当	042-989-2111
吉川市	建築課	建築指導係	048-982-5111
ふじみ野市	建築課	建築指導係	049-261-2611
白岡市	街づくり課	都市計画担当	0480-92-1111

三郷市は平成28年中に、市独自の屋外広告物条例の施行を予定しています

市町村	担当課名	担当係名	電話
伊奈町	都市計画課	都市計画係	048-721-2111
三芳町	都市計画課	開発建築担当	049-258-0019
毛呂山町	まちづくり整備課	都市計画係	049-295-2112
越生町	まちづくり整備課	都市計画担当	049-292-3121
滑川町	建設課	管理担当	0493-56-2211
○ 嵐山町(※)	埼玉県東松山県土整備事務所	管理担当	0493-22-2333
○ 小川町(※)	〃	管理担当	0493-22-2333
○ ときがわ町(※)	〃	管理担当	0493-22-2333
川島町	まち整備課	都市計画グループ	049-297-1811
○ 吉見町(※)	埼玉県東松山県土整備事務所	管理担当	0493-22-2333
鳩山町(※)	〃	管理担当	0493-22-2333
○ 横瀬町(※)	埼玉県秩父県土整備事務所	管理担当	0494-22-3715
皆野町	建設課	管理都市計画担当	0494-62-1230
長瀨町(※)	埼玉県秩父県土整備事務所	管理担当	0494-22-3715
小鹿野町	住民課	環境衛生担当	0494-75-1221
○ 東秩父村(※)	埼玉県東松山県土整備事務所	管理担当	0493-22-2333
美里町(※)	埼玉県本庄県土整備事務所	管理担当	0495-21-3141
神川町	建設課	都市計画管理担当	0495-77-2111
上里町	まち環境整備課	都市計画係	0495-35-1221
寄居町	都市計画課	都市計画班	048-581-2121
宮代町	まちづくり建設課	都市計画担当	0480-34-1111
杉戸町	建築課	開発建築指導担当	0480-33-1111
松伏町	新市街地整備課	開発建築担当	048-991-2711

※の市町村は県土整備事務所が申請窓口になります。

○の町村は平成28年4月から申請窓口がそれぞれの町村に変更となります。

参考 嵐山町(代表)0493-62-2150 小川町(代表)0493-72-1221 ときがわ町(代表)0493-65-1521
吉見町(代表)0493-54-1511 横瀬町(代表)0494-25-0111 東秩父村(代表)0493-82-1221

2 市の屋外広告物条例が適用される市（8市）

市町村	担当課名	担当係名	電話
さいたま市①	北部都市・公園管理事務所	管理課	048-646-3178
さいたま市②	南部都市・公園管理事務所	管理課	048-840-6178
川越市	都市景観課	都市景観担当	049-224-8811
越谷市	建築住宅課	—	048-964-2111
川口市	都市計画課	景観計画係	048-258-1110
春日部市	都市計画課	景観担当	048-736-1111
戸田市	都市計画課	都市景観担当	048-441-1800
新座市	建築開発課	建築審査係	048-477-1111
八潮市	都市デザイン課	都市デザイン係	048-996-2111

さいたま市①: 北区、西区、大宮区、見沼区、岩槻区

さいたま市②: 桜区、中央区、浦和区、南区、緑区

上記の表は平成28年2月時点のものです。最新の申請窓口は、埼玉県田園都市づくり課の屋外広告物制度のホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okugai-top/>) で確認してください

埼玉県 都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話 048-830-5528

F A X 048-830-4879

Eメール a5540-02@pref.saitama.lg.jp

【屋外広告物制度のホームページ】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okugai-top/>